

TAX INFORMATION

税のたより

確定申告会場 開設のお知らせ

●申告書は
自分で書いてお早めに

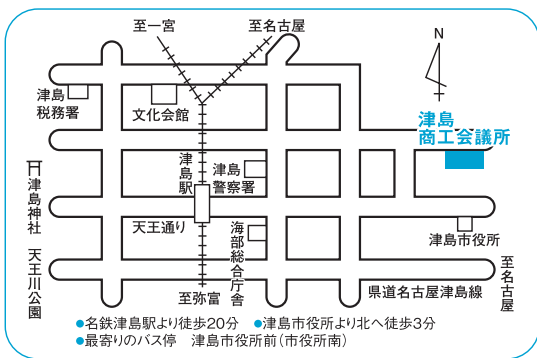
津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税等および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

開設場所

津島商工会議所

津島市立込町4丁目144

番地



開設期間

2月15日(月)～3月15日(月)

開設時間

午前9時～午後5時

開設期間中、津島税務署では申告書の提出はできませんが、申告書の作成指導は行っていませんのでご了承ください。
※土日は開設していませんが、2月21・28日(日)に限り開設します。

申告書作成・問い合わせ先

●国税庁

① <http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書を作成できます。

津島税務署

☎0567(26)2161

申告・納付の期限

●所得税および贈与税

3月15日(月)

●個人事業者の消費税

3月31日(水)

確定申告書の郵送先

〒496-8720

津島市良王町二丁目31番地の1

津島税務署

役場での申告について

2月16日(火)から役場でも臨時に確定申告会場を設け、受け付けを行います。会場は大変混み合いますので速やかに申告ができるよう、提出書類の確認等事前に済ませて、下記「申告に必要なもの」を持参のうえお越しください。

また、申告会場にはパソコンが設置してあり、簡易電子申告ができますのでご利用ください。なお、従来どおり書面による申告も受け付けします。

開設場所

役場3階大会議室

開設期間

2月16日(火)～3月15日(月)

※土日を除く

開設時間

午前9時～午後5時

※整理の都合上、午後4時30分までに受け付けを済ませてください。

受付できる申告

●町県民税申告
●確定申告のうち次の方の申告

① 給与所得、年金収入などの雑所得、一時所得のある方の確定申告

② 住宅借入金等特別控除

③ 事業(営業・農業等)、不動産所得、配当所得のある方の確定申告

※②③については、内容によっては受け付けできない場合があります。

●本町ホームページで住民税を試算できます。

受付できない申告

青色申告、株式・土地等の譲渡所得のある方の確定申告、消費税、贈与税、相続税の申告は税務署(申告期間中津島商工会議所の申告会場)に提出してください。

※すべて記入し申告書を提出する場合は、会場内に税務署行きボックスが用意してありますのでご利用ください。

申告に必要なもの

認印、筆記用具、計算機、平成21年中に支払った社会保険・生命保険・地震保険料などの支払金額の分かる控除証明書や領収書、障害者手帳、利用者識別番号通知書(平成20年分所得税確定申告の際に「E」を利用された方(津島税務署、津島商工会議所または本町役場からパソコンを使用して提出された方)には緑色の封筒に入れてお渡ししてあります)など

個別に必要なもの

●給与、年金、報酬などの所得がある方

源泉徴収票、支払調書など

●事業所得のある方

収支内訳書(事前に作成しておいてください)

●医療費控除を受ける方

平成21年中に支払った医療費の領収書およびそれを個人別に集計したものと、保険等で医療費が補てんされた方については額が分かるもの

問い合わせ先

役場 税務課

内線 175・176

個人事業者の所得税・消費税確定申告のご相談は、商工会へ

中小企業の事業主の方々に対象に、所得税確定申告・消費税確定申告の個別指導講習会を開催します。

申告期限間近になりますと大変混み合いますので、できるだけ早い機会にお出掛けください。

また、記帳でお悩みの方、新しく記帳を始める方、記帳について相談を受けたい方、白色申告の方もお気軽にお出

掛けください。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もこの機会にご相談ください。

日時

2月12日(金)・17日(水)
24日(水)

3月4日(木)・11日(木)
午前9時30分～午後3時

場所

商工会会議室(大治会館内)

問い合わせ先

商工会
☎(442)4511
http://www7.ocn.ne.jp/~ooharu/

軽自動車の廃車・譲渡などの手続きをお忘れなく

軽自動車(原付、自動二輪、軽二輪、軽四輪、小型特殊)は、毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税がかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があったときは、必ず下記の届出場所が必要な手続きを行ってください。手続きを行わないと軽自動車税が課税されたり、所有者のお手元に納税通知書が届かないなどトラブルの原因となります。な

お、これらの手続きを業者などほかの方に依頼された方は、確実になされているかどうかを確認してください。

注意事項

売却・譲渡・盗難等で、現在所有していなくても、手続きをしないと登録された状態のまま、課税の対象となります。

問い合わせ先

役場 税務課
内線176

軽自動車検査協会からのお願い

軽自動車の名義変更・廃車等の届け出はお早めにご

毎年3月は軽自動車税の申告等の関係から、軽自動車の名義変更・廃車等の届け出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっております。これらの届け出はできる限り3月中旬ごろまでに済ませていただきますようお願いいたします。

軽自動車税に係る住所変更の届出先

車種	届出場所	持ち物
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊	役場 税務課	印鑑および標識
軽四輪	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 昭和区八事富士見1603番地 ☎(833)3551	左記へお尋ねください。
軽二輪 自動二輪 (125cc超)	中部運輸局 愛知運輸支局 中川区北江町1丁目1番地の2 ☎050(5540)2046	

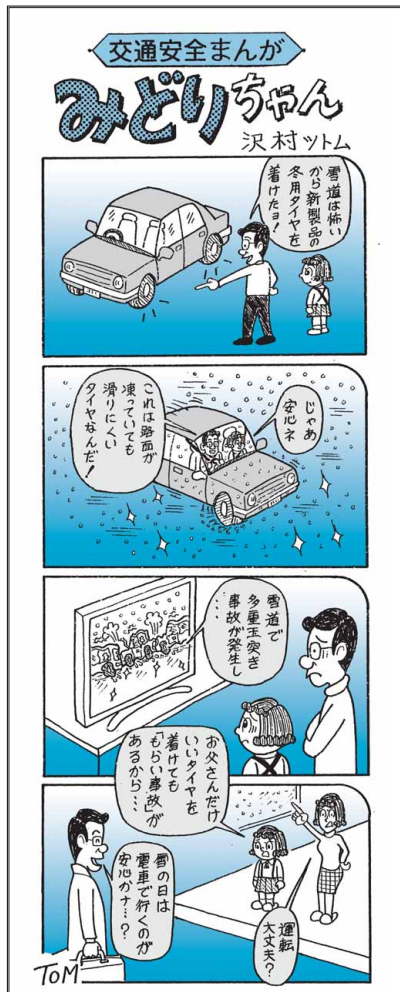
南小学校3年生児童が花を植えました

去る11月27日(金)に南小学校3年生約130名が三本木字柳原にある公園の花壇にパンジー1,100株を、植え込む間隔に気を付けながら頑張って植えました。

近くをお通り際には、ぜひお立ち寄りください。

問い合わせ先

役場 経済課 内線159



ストップ・ザ 交通事故
愛ある運転 笑顔が いっぱい